資料1

八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について

1. 答申の項目	2. 答申の趣旨・内容を踏まえ、現在実施または計画に位置付けられている事業及び新たに検討を行っている事業名、事業概要など	3. 関係課	4. 関連計画・指針等
< 5 > 部落差別の解消をめざす相談体制の充実(P21) (2)相談の機能 (3)隣保館活動の再評価と活性化 (4)相談活動の抜本的強化に向けて	① (施策、事業名) 差別のない社会づくりの推進事業 (事業概要) 人権擁護委員による相談、人権侵害に関する特設法律相談、 インターネットモニタリング調査の実施	人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 地域共生推進課 労働支援課	・人権尊重の社会づくり条例 ・第2次八尾市人権教育・啓発プラン ・八尾市立人権コミュニティセンター条例 ・隣保館設置運営要綱 ・隣保館の設置及び運営について(技術的助言) ・新版「隣保館運営の手引き」 ・第4次八尾市地域福祉計画 ・第3次八尾市地域就労支援基本計画
	② (施策、事業名) 桂、安中人権コミュニティセンター相談事業 (事業概要) 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施す る。同時に関係機関や関係課との連携を図る。 (計画での位置付け) 八尾市立人権コミュニティセンター条例		
	③ (施策、事業名) 多機関連携ネットワーク推進事業 (事業概要) 制度や組織に縛られない、国が示す「断らない相談支援」を実現するために、介護、障が い、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で連携して支 えるしくみづくりを行う。また、生活困窮者をはじめとする地域で福祉課題を抱える人や世 帯に対してアウトリーチを通じた継続的支援を福祉生活相談支援員が実施する。		
	④ (施策、事業名) 重層的支援体制整備事業 (事業概要) 既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮と いった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した課題に対 応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、 「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。		
	⑤ (施策、事業名) 地域就労支援コーディネーター業務 (事業概要) 身体的機能、年齢、性別、家族構成、出身地、社会的少数派、制度の狭間にあること等に より、就労が阻害されている方々を支援する「地域就労支援事業」の中核を担う。		
	⑥(施策、事業名)パーソナル・サポート事業業務 (事業概要) 日常的自立・社会的自立・経済的自立を希望しながらその実現を阻害する問題を抱えている方々を支援する。		
< 6 > 部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進(P24) (2)八尾市における人権・同和教育の経過と課題 (3)全体に関わる取り組み (4)学校教育に関わる取り組み (6)部落差別解消推進法の周知徹底 (7)部落問題学習(研修)を効果的に推進するために	① (施策、事業名) 人権尊重の社会づくり推進事業 (事業概要) 人権主担者研修の開催、職員研修・職場研修の実施、 人権週間街頭啓発の実施	- 人権政策課 人権教育課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター	・人権尊重の社会づくり条例・第2次人権教育・啓発プラン・八尾市人権教育基本方針
	② (施策、事業名) 人権啓発推進事業 (事業概要) 人権啓発セミナーの開催、人権啓発推進協議会活動の促進及び支援、人権週間街頭啓発の実施。 ・ (計画での位置付け) 第2次八尾市人権教育・啓発プラン (改定版) には、同和問題 (部落差別) について、本市における取組みや同和問題 (部落差別) を取り巻く課題について記載し、課題解決に向けて、学校園・職場・地域などあらゆる場での人権教育・啓発推進の取組みを記載、また総合的かつ効果的な推進体制や進行管理と評価の実施についても記載している。		
	③ (施策、事業名) 人権教育研修事業 (事業概要) 教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行う。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に対する人権教育の取組みを一層充実させる。また、学校や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行う。 (計画での位置付け)・教育研修会の実施 (管理職人権教育研修、人権教育研修講座(全6講)、人権教育実践交流会)		
	・人権学習プログラムの作成(昨年度より部落問題学習プログラムを作成している) ・部落問題についての学習推進計画については、様々な個別的な人権課題について学ぶ学習計画と併せて、各校が、人権教育推進計画の中に位置づけ、策定できるようにしていくことを検討している。		

1. 答申の項目	2. 答申の趣旨・内容を踏まえ、現在実施または計画に位置付けられている事業及び新たに検討を行っている事業名、事業概要など	3. 関係課	4. 関連計画・指針等
<7>部落差別の解消をめざす実態調査の実施(P31) (3)求められる具体的な実態調査	① (施策、事業名) 人権に関する定期的な調査の実施 (事業概要) 5年に1回、「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者 意識の把握に努める。次回、令和6年度に実施予定。	人権政策課	・八尾市人権尊重の社会づくり条例 ・第2次八尾市人権教育・啓発プラン
< 8 >部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわい と交流を育むまちづくり(P34) (1)部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を (3)同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進	① (施策、事業名)権利擁護推進事業 (事業概要) 八尾市成年後見制度利用促進計画(地域福祉計画と一体的に策定)に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。 ② (施策、事業名)地域福祉推進基金活用して、市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。 ③ (施策、事業名)八尾市営西郡住宅(14号館~18号館)建替事業(事業概要) PFI手法による西郡住宅14号館~18号館の集約建替えにあたり、西郡地域全体を含めた居住環境の向上や良好な地域コミュニティの形成を目的に、少子高齢化に伴うコミュニティ課題の解消に向け、多世代が住まう多様な住宅供給が出来る計画としている。(計画での位置付け)集渉運替え、非現地建替え、非現地建替え、非現地建サービーの位置付け)集渉運替え、非現地建替え、非現地建サービーの位置付け、集渉運要) 働、営飲がありながら、様々な理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、数労に向けた支援を実施する。(計画での位置付け) 当該事業を推進するための計画 ⑤ (施策、事業名) 社会教育事業 [漢字 日本語教室の開催] (事業概要) ・目的:差別貧困等による理由で学習機会が制約された「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象とした「漢字教室」、中国帰国者等の日本語を学ぶ場としての「日本語教室」を開催し、生涯学習の土台となる力の向上を図る。 ・事業の代況: (漢字教室)高砂日本語教室、毎週土曜日に桂入様コミュニティセンターで開催している。(日本語教室)高砂日本語教室、毎週土曜日に桂入様コミュニティセンターで実施している。(日本語教室)高砂日本語教室、日本語教室、高砂日本語教室、日本語教室、日本語教室、高砂日本語教室・製造の高齢化に伴う教室への参加率低下と生徒数の減少。明確場所、時間等の見直しも含めた実施形態の検討、日本語学習のニーズを把握し、必要性について検討が必要である。(日本語教室)・生地の高齢化に伴う教室への参加率低下と生徒数の減少。明確場所、時間等の見直しも含めた実施形態の検討、日本語学習のニーズを把握し、必要性について検討が必要である。(日本語教室)・生地の高齢化に伴う教室への参加率低下と生徒数の減少。明報場所、時間等の見遠に有償譲続とボランティア講師があり制度の継続に向けた検討が必要である。(日本語教室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安中青少年会館	·第4次八尾市地域福祉計画 · 八尾市営住宅機能更新事業計画 (八尾市営住宅長寿命化計画) · 第3次八尾市地域就労支援基本計画 · 八尾市教育振興基本計画
<9>国・大阪府への働きかけ(P36) (1)差別禁止と人権侵害被害者救済制度の確立に向けた国への 要望について	令和5年度人権施策並びに予算に関する要望書(令和4年7月) 【法務省】関係部分抜粋 ①人権救済に関する法制度の確立について ・児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等 のほか、インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や特定 個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生している。このような様々な 人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。 ②「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について ・「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具 体的な施策の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な	人権政策課	・八尾市人権尊重の社会づくり条例 ・第2次八尾市人権教育・啓発プラン